

令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる 国際経済調査事業 (貿易分野デジタル化の在り方等に係る調査)

報告書概要版

目次

1. 本調査の背景、実施概要	3
2. 貿易分野デジタル化が目指すべき姿	11
3. 貿易分野デジタル化の実現に向けて取り組むべき課題	16
4. 貿易分野デジタル化の実現に向けた取組とその進め方	20

1. 本調査の背景、実施概要

本調査の背景

1. 貿易分野デジタル化に向けた官民連携の必要性

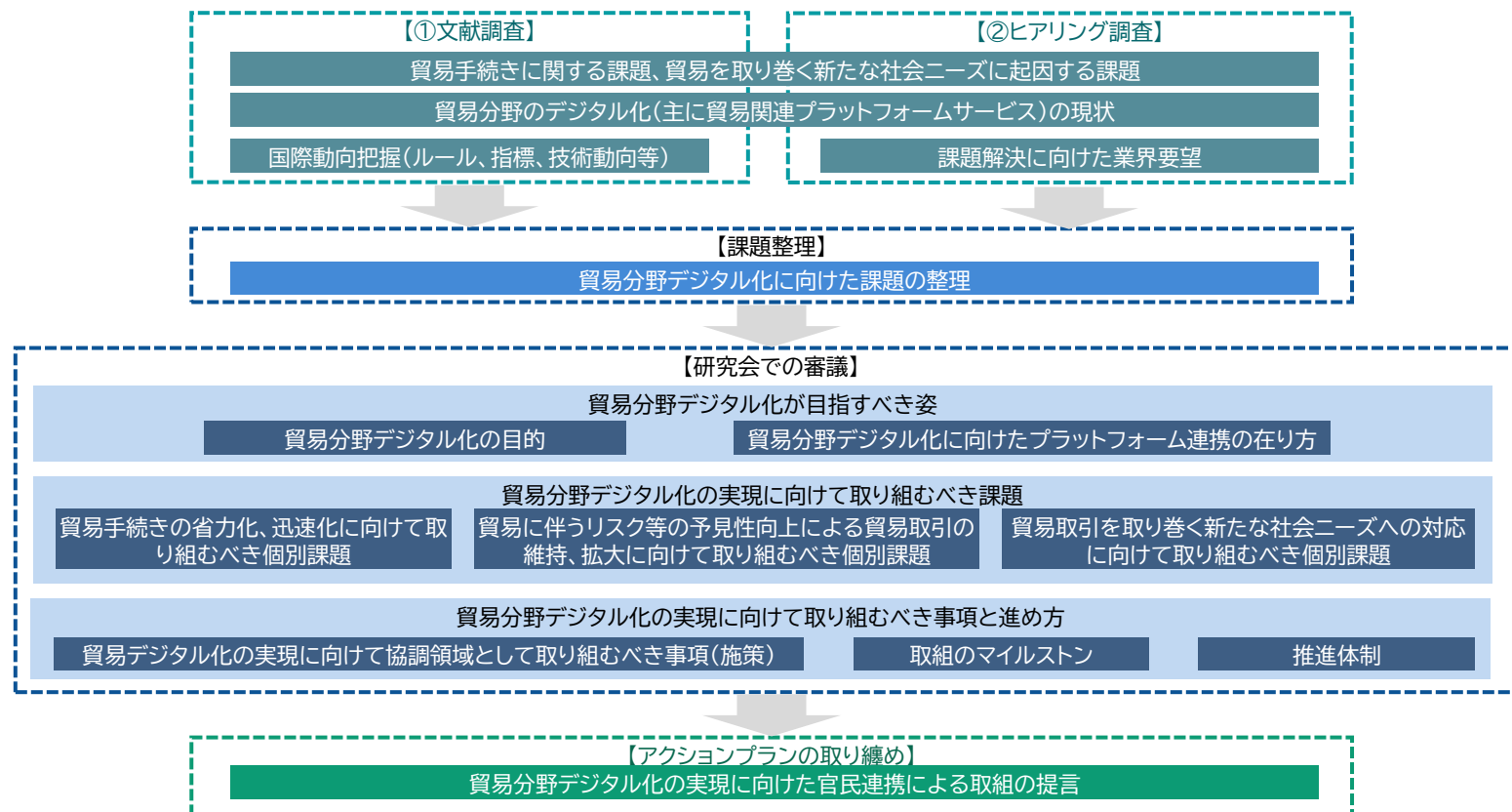
- 貿易分野では、古くから電子的な情報交換の国際標準化に取り組まれてきたが、2018年頃より、主に民間事業者間での情報交換サービスを提供する「貿易プラットフォーム」の立ち上げが国際的に活性化し、近年、貿易のデジタル化は従来と比べ注目度が高まっている。我が国においても、主要な貿易プラットフォームとして長年にわたり運用されてきたNACCSに加え、2020年頃よりサイバーポートやその他民間企業の貿易プラットフォームが立ち上げられた。
- こうしたデジタル化の流れが進行する一方で、世界中で複数形成されはじめた貿易プラットフォームの多くは独自のインタフェース仕様を有し、相互に情報連携が図られていないことから、利用者にとって社内基幹システム等と各プラットフォームの連携機能を実装するコスト負担が多重に生じること等が問題視され始めている。貿易プラットフォームの潜在的な利用者からは、こうした費用対効果の面のみならず、貿易デジタル化の動きが主に市場競争任せであり将来的な見通しが立てづらい等、政策的な面における懸念の声も上がっている。
- このような状況を受け、その解消に向けて、一部では主要な国際機関等による国際標準化が進められているところである。我が国においても、貿易プラットフォームの今後の在り方について、官民で協力して検討を進める必要があると考えられる。

2. 貿易取引において必要とされる情報の対象業界・業務等の拡大

- コロナ禍において、コンテナの不足や港湾の混雑等により国際物流に大きな混乱が生じており、国際的な物価高を引き起こす一因ともなっている。さらに、近年の気候変動に起因する異常気象の多発が、国際物流の混乱に拍車をかけている。このような状況下で、貿易に携わる事業者においては、これらのリスクを予見し、迅速な対応策を講じる上で必要となるグローバルでの物流関連情報の収集活動が、より一層重要性を増している。
- また、近年になり活発化している各国における経済安全保障強化の動きや、国際経済活動における環境や人権等の共通価値への関心の高まり等を受けて、各国・地域で国境炭素税や人権関連等の新たな輸出入規制等の適用が急速に進められつつある。これらの規制等により、貿易取引において提示を求められる情報は、調達・製造から消費・廃棄に至るグローバルサプライチェーン全般にわたる多種、多様な業界や業務に及ぶことから、今後、これらの情報の収集、提示に係る負担が増大することが懸念される。一方で、これらの共通価値への対応は、企業価値の向上にも結びつくため、ESG投資等の観点からは積極的に取り組むべき事項でもある。
- このように、貿易取引において必要とされる情報の対象業界・業務等は、従来の貿易手続きから大幅に拡大しつつあり、今後は、これらの対象業界・業務等より必要な情報を効率的に収集、提示する新たなしくみの構築が求められると考えられる。

本調査の実施概要

本調査では、文献調査及び貿易分野に係る有識者及び実務者へのヒアリング調査に基づく課題整理や仮説を踏まえ、有識者、貿易実務者（荷主企業、物流企業、銀行、保険会社）、貿易プラットフォーム事業者等からなる研究会にて、「貿易分野デジタル化の目的」や「貿易分野デジタル化が目指すべき姿」を明確化し、その実現に向けた「個別課題」とその課題解決に向けて「取り組むべき事項」、取組のマイルストーン、推進体制等について、貿易分野デジタル化の実現に向けた官民連携によるアクションプランとして取り纏めた。



2. 貿易分野デジタル化が目指すべき姿

貿易分野デジタル化の目的

貿易分野及びそのデジタル化に向けた課題の整理結果を踏まえ、貿易分野デジタル化の目的として、以下の3つを設定した。

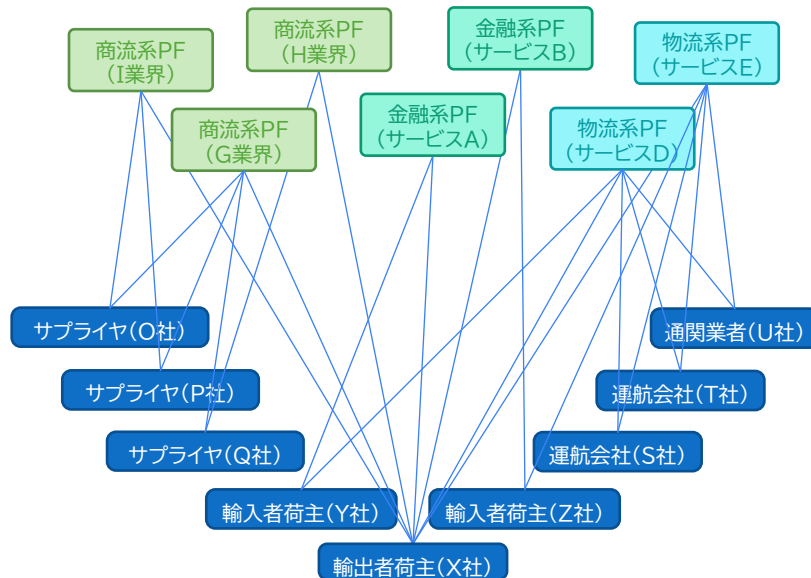
【目的①】 貿易手続きの省力化、迅速化	(1)貿易取引、貿易手続きにおいて提出を求められる情報の効率的な収集、伝達	貿易分野では、多くの国・地域、業界、業務の関係者を対象とする情報伝達が行われ煩雑であることや、物流面でのリードタイム短縮が重視されること等から、手続きの省力化や迅速化は古くから取り組まれてきた課題である。我が国では「NACCS」の稼働により、海上貨物の輸入通関手続きが、平成3年の168.2時間から平成30年には61.9時間に短縮される等、行政手続きの省力化、迅速化が進んだ。一方で、国際での情報交換が必要な民間手続きでは、一部でデータ交換の国際標準が採用されている他、近年になり貿易関連情報交換のためのプラットフォームサービスも多数提供されているが、その対象業務が限定的であることや連携仕様が不統一であること等から、効率化に十分寄与していないとの指摘もある。これらの実情から、情報の効率的な収集、伝達は、引き続き、貿易分野デジタル化における最重要の課題である。
	(2)貿易取引に係る情報の突合等による事務処理の省力化	貿易取引において、商流系、金流系、物流系の様々な業務で情報が交換される中で、これらの業務を一貫して管理する上で、商流系、金流系、物流系で異なるロット単位の間に関連付けを行う仕組みが不可欠であるが、現時点では国際標準においてもこの仕組みは未開発である。この仕組みの実現により、明細の消込処理等の自動化や、貨物ステータス情報に基づき通関手続きを自動実行するなどのRPA、IPA等を実現し、事務処理の大幅な省力化を図ることが期待される。
【目的②】 貿易に伴うリスク等の予見性向上による貿易取引の維持、拡大	(1)貿易物流のリスク回避	サプライチェーンのグローバル化の進展に伴い、製造業等の荷主企業を中心に、貿易に伴うリスク回避の重要性が高まっている。また、特に近年では、経済安全保障の要請や自然災害の甚大化等といったサプライチェーン管理における考慮事項の多様化、複雑化が進み、その影響度も重大化していることから、貿易にかかわるすべての事業者において、リスク管理の重要性が増している。これらのリスクを管理し、事前に回避または迅速にリカバリする上で、貿易に伴うリスクの予見性向上が不可欠となっている。
	(2)グローバルサプライチェーンのリスク回避	資材調達から製造・販売、消費・廃棄までのグローバルサプライチェーンの視点からは、各国での事業展開にあたり、カントリーリスク、カンパニーリスク、商品・サービスリスク、工場立地に係る自然災害リスク等のさらに多面的な情報の収集、分析が必要となる。このため、これらの多種多様な情報についても、様々のリソースから効率的に収集、提供するしくみの構築が望まれる。
【目的③】 貿易取引を取り巻く新たな社会ニーズへの対応	貿易自由化に向けた交渉の枠組みが、二国間でのFTA（自由貿易協定）／EPA（経済連携協定）から地域的かつ包括的な貿易協定等に軸足を移しつつある中、我が国の商品やサービスの国際競争力を高める上で、これら各種協定の有効活用により経済的なメリットを享受することの重要性が高まっている。一方で、近年になり活発化している各国における経済安全保障強化の動きや、国際経済活動における環境や人権等の共通価値への関心の高まり等を受けて、各国・地域で新たな輸出入規制等の適用が急速に進められつつある。このような中、貿易取引において提示を求められる情報は、調達・製造から消費・廃棄に至るグローバルサプライチェーン全般にわたる多種、多様な業界や業務に及ぶことから、これらの情報を信頼性を担保しつつ効率的に収集、提示するしくみが求められている。	

貿易分野デジタル化における情報連携の在り方①

近年多数のサービスが提供され、その利用が主流になりつつある貿易関連プラットフォームサービスを主な対象として想定し、共通的な連携ツール(データ標準仕様、データガバナンス等)を用いて、その相互連携性向上を図ることが、貿易分野デジタル化におけるあるべき姿の全体像として整理された。

現状

現状では、取引先毎に異なるプラットフォームサービス(以下、「PF」という。)を利用している場合、取引先とのデータ交換に際して各社が複数のPFを利用せざるを得ず、利用するPFの数に応じた利用料や多数のIFの実装等を負担する必要がある。



将来像(あるべき姿)

貿易分野デジタル化連携ツール(標準仕様、共通ルール等)を活用することで、各社は最小数のIFを使って貿易分野のすべてのPFや取引先システムとの連携が可能となる。

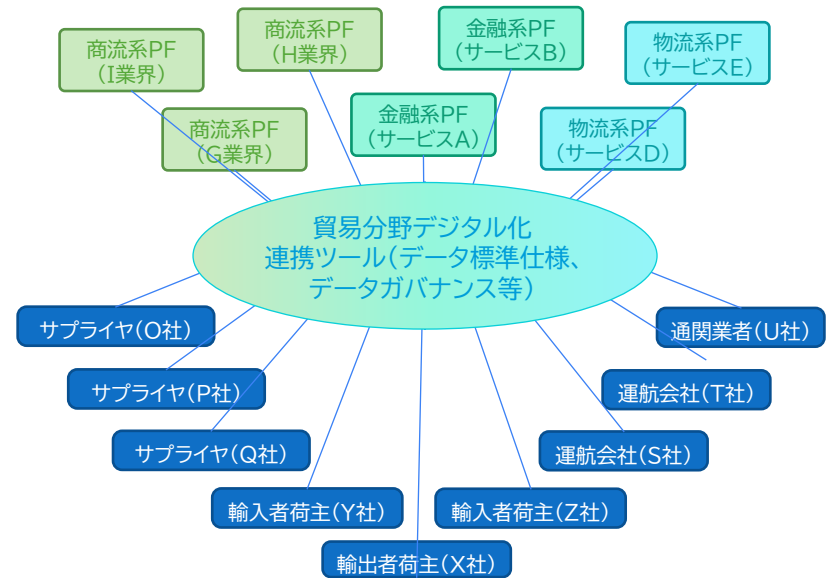


図 貿易分野デジタル化におけるあるべき姿の全体像

貿易分野デジタル化における情報連携の在り方②

貿易分野における情報連携にあたり、競争領域と協調領域を分け、協調領域は共通化、共同化、共有化を推進すべきとされた。

- 各PFのサービス提供業務範囲、実装機能、取扱データ、利用料等のビジネスモデルは「競争領域」。
- データ連携、データ流通の対象となるデータを外部連携する際の標準仕様、共通ルール等は「協調領域」。
- 各PFあるいは個社システムは複数の連携先に対して1種類の外部IFで連携が可能になる。

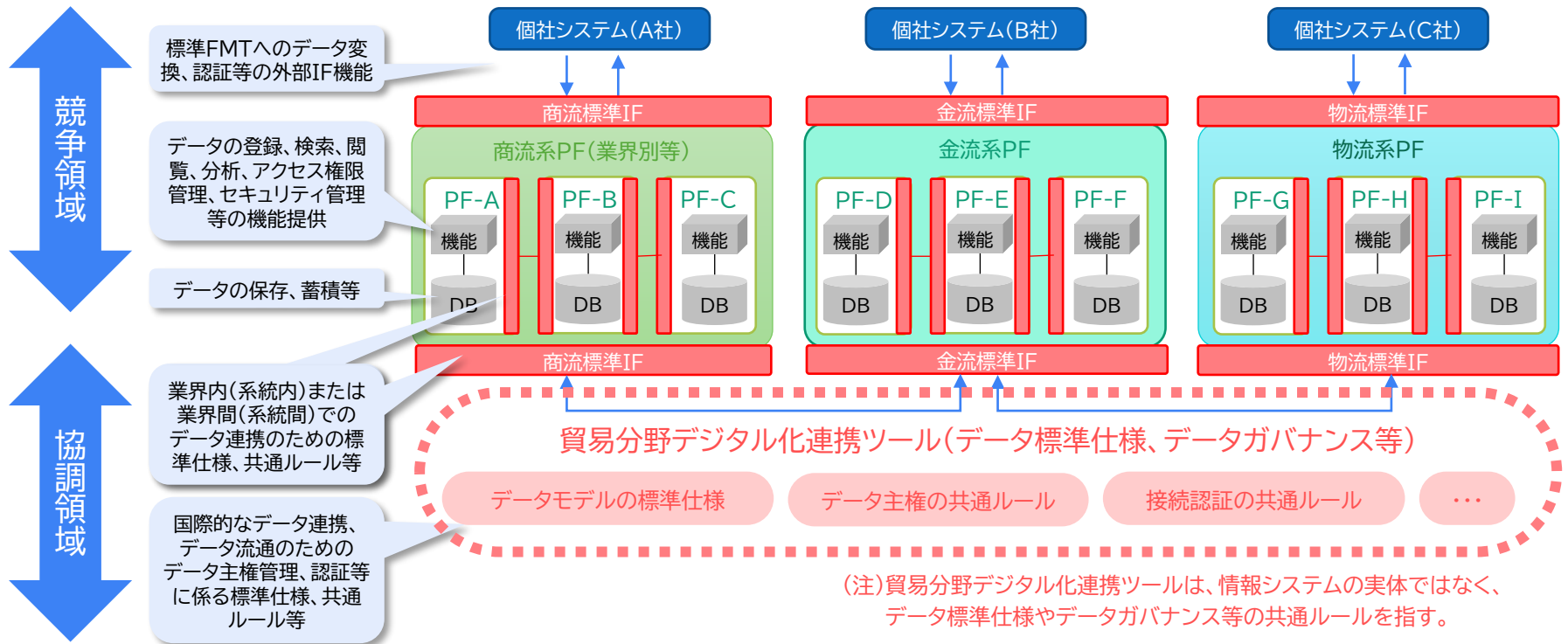


図 貿易分野デジタル化連携ツールが担う役割の範囲

貿易分野デジタル化における情報連携の在り方③

貿易分野デジタル化連携ツールの中核となる取組として、貿易分野におけるデータモデルを一元的に管理・提供する「データモデルレジストリ」と、これを貿易PF等のサービスが利用する際のAPI等を提供する「データ利用レジストリ」が構想された。当該レジストリは、情報交換にかかる国際標準、業界標準の仕様を収録し、各PFでの実装の利便性向上と標準仕様の普及に資することを旨とするものである。また、収録対象とする情報の範囲は、現状の貿易分野に加え、将来的にはサプライチェーン全体への拡張を目指すことが望まれる。

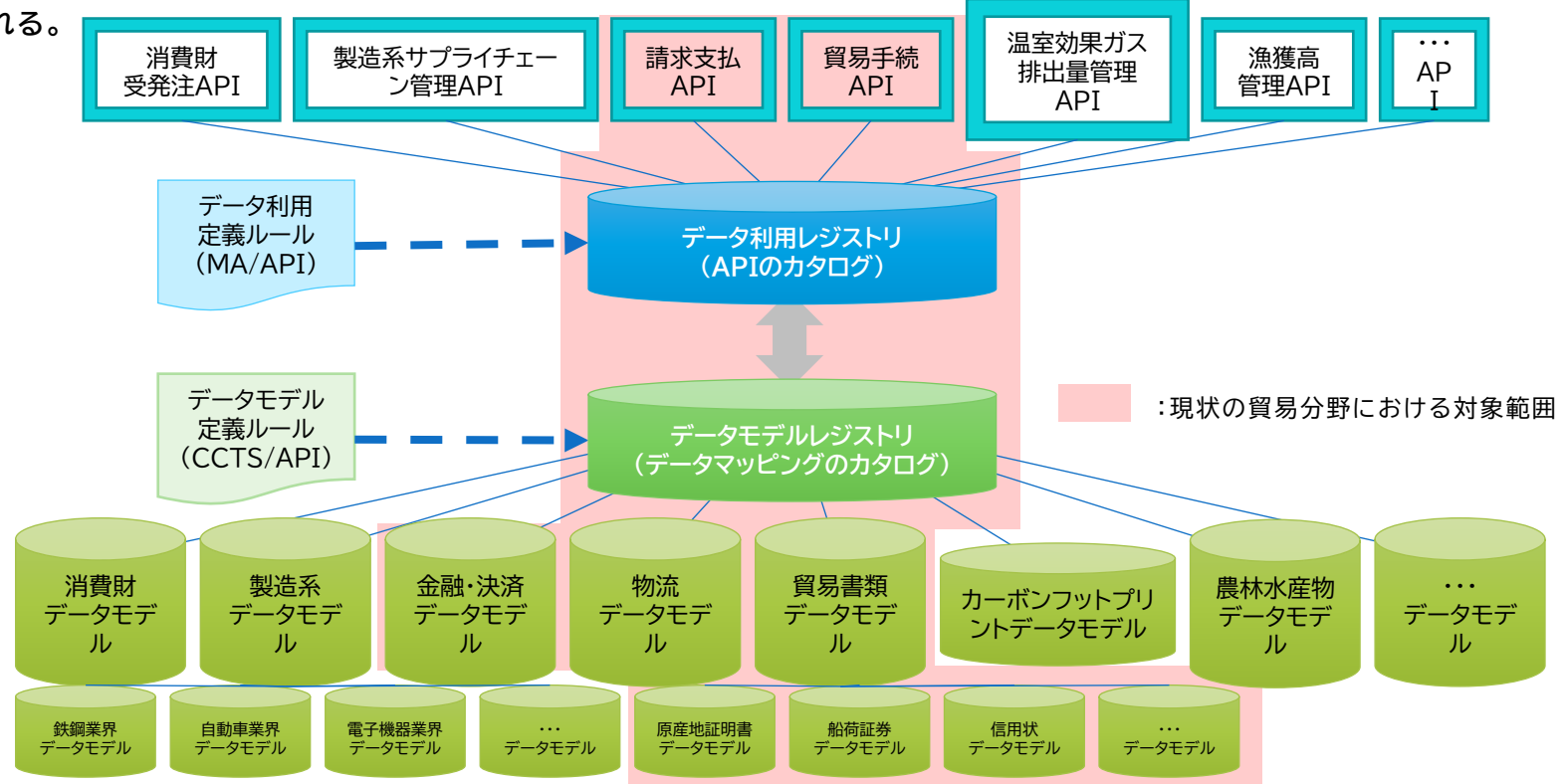
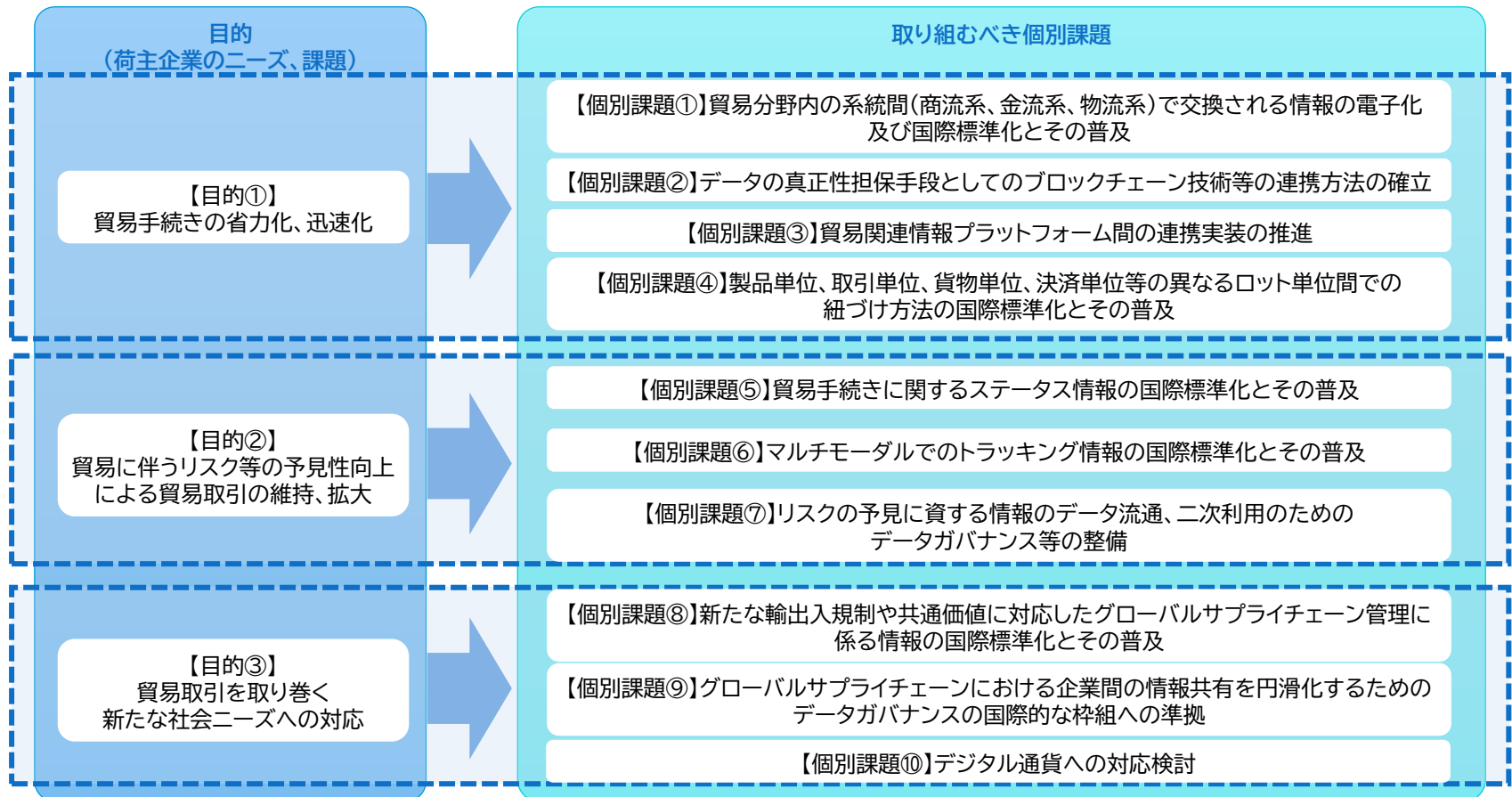


図 貿易分野デジタル化連携ツールが取り扱う情報の範囲

3. 貿易分野デジタル化の実現に向けて 取り組むべき課題

貿易分野デジタル化の実現に向けた個別課題

文献調査、ヒアリング調査、研究会での議論を通じて確認された、荷主企業を中心とする貿易関連事業者におけるニーズや課題に基づき、貿易分野デジタル化の目的ごとに取り組むべき個別課題を整理した。



貿易分野デジタル化の実現に向けた個別課題

貿易分野デジタル化の実現に向けた個別課題の概要を以下の通り整理した。

【個別課題①】貿易分野内の系統間(商流系、金流系、物流系)で交換される情報の電子化及び国際標準化とその普及

貿易分野の業務については、そのほぼすべてについて企業間での情報交換に係る国際標準仕様が既存である。加えて、原本性を求められる書類についても、ブロックチェーン等の真正性担保技術の活用等を背景に、デジタル化に向けた国際標準化が進められている。我が国においても、貿易分野における国際的なデータ連携性の向上を図るため、貿易書類の電子化にあたり、これらの国際標準仕様を普及し、実装を進める必要がある。

【個別課題②】データの真正性担保手段としてのブロックチェーン技術等の連携方法の確立

原本性を求められる書類のデジタル化に関しては、国際商業会議所(ICC)が2021年に「デジタル貿易取引に関する統一規則(URDTT)」を発行しており、デジタル貿易取引に関与する各当事者に適用されるルールとして、電子記録を使用して商品またはサービスの基礎となる売買、および支払義務の発生を証明するプロセスを定義している。URDTTは、ブロックチェーン技術に加え、人工知能、自然言語処理、機械学習、データ分析、スマートコントラクト、スマートオブジェクト、モノのインターネットなどを含む、デジタルの全体構造におけるルールとなることを目的としており、我が国においてもこれに準拠した実装等を推奨する必要がある。また、異なるブロックチェーン技術間の連携についても、その技術仕様等の検討や国際標準への提案等にも取り組む必要がある。

【個別課題③】貿易関連情報プラットフォーム間の連携実装の推進

国内及び海外において複数の貿易関連プラットフォームが多数立ち上げられたことで、貿易関連事業者の多くは、一連の貿易手続きを進める上でこれらの複数のプラットフォームを併用せざるを得ない状況にあり、特にこれらの各プラットフォームと自社システムの連携に係るコストや手間等の負担が大きいことが課題として顕在化してきている。このため、国内の主要な官民の貿易プラットフォームと貿易関連事業者の自社システムの連携実装をコスト面等から支援する取組により、連携実装を早期に普及させることが期待されている。また、海外の貿易プラットフォームと国内のNACCSやサイバーポートとの連携においては、民間の貿易プラットフォームがハブとしての役割を担うことが期待されている。これにより、「行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」で示された3原則である、①デジタルファースト、②ワンストップ、③ワンスオンリーのさらなる推進にも寄与することが期待される。

【個別課題④】製品単位、取引単位、貨物単位、決済単位等の異なるロット単位間での紐づけ方法の国際標準化とその普及

分野横断、業界横断、業務横断での情報の対応付けにおいては、製品単位、取引単位、貨物単位、決済単位等の異なるロット単位間での紐づけが必要になるが、その紐づけ方法については、UN/CEFACT等の国際機関においても未検討であることから、その確立に向けた調査・研究に取り組むとともに、標準化に向けたUN/CEFACT等への提案活動等を行うことが期待される。また、標準化により異なるロット単位間での紐づけの自動化が可能となることで、これをブロックチェーン技術等と連携利用することにより、一連の業務を自動実行するスマートコントラクト等の実装も進むと期待される。

【個別課題⑤】貿易手続きに関するステータス情報の国際標準化とその普及

貿易手続きに関するステータス情報については、DCSAが海運を対象とした追跡・遡及情報(トラッキング情報及びトレース情報。以下、「T/T」という。)の電子化に関する標準仕様書を2020年に策定済みであることから、我が国においてもこれに準拠した実装等を推進する必要がある。

貿易分野デジタル化の実現に向けた個別課題

(前頁からの続き)

【個別課題⑥】マルチモーダルでのトラッキング情報の国際標準化とその普及

海運以外も含めたマルチモーダルでのトラッキング情報については、UN/CEFACTが2021年に「マルチモーダル輸送データ共有のデジタル化のための標準」を策定済みである。EUでは2020年に採択した電子貨物輸送情報交換に関する規制において、このデータ交換のための共通のグローバル基盤として、このUN/CEFACTのマルチモーダル参照データモデル(MMT RDM)を既に受け入れていることから、我が国においてもこれに準拠した実装等を推進する必要がある。

【個別課題⑦】リスクの予見に資する情報のデータ流通、二次利用のためのデータガバナンス等の整備

経済安全保障の要請や自然災害の甚大化等といったサプライチェーン管理における考慮事項の多様化、複雑化により、そのリスク管理対象情報のリソースも多岐にわたり、かつ、リアルタイムの情報収集が必要とされている。これらのリソースから迅速かつ効率的に情報を収集し、さらにリスク管理での利用に適した加工や分析等を施す上で、これらの情報のデータ流通、二次利用のためのデータガバナンス等の整備が必要とされている。

また、リスク予見で利用する情報として、国等によるパブリック情報の利活用促進も期待される。従来、リスクの予見に資する情報の収集は、多岐にわたるリソースから人手をかけて集められるケースが多く、コスト高となり易かったが、パブリック情報やビッグデータとして利活用できる環境整備により、データ利用に係るコストの低減にも寄与することも期待される。

【個別課題⑧】新たな輸出入規制や共通価値に対応したグローバルサプライチェーン管理に係る情報の国際標準化とその普及

近年の経済安全保障強化の動きや、国際経済活動における環境や人権等の共通価値への関心の高まり等を受けて、企業評価や製品評価等の視点として重要度を増しているSDGsやESG等に係る取組実績の開示や、主に欧米等で先行している新たな輸出入規制等への対応を念頭に、サプライチェーン上の関連する分野横断、業界横断での情報の連携性向上に取り組む必要がある。これらの対応において、管理する必要がある情報の一例として、取引対象商品のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量データ、調達先を含めた製造工場における労働環境等の人権上の問題の有無等が挙げられる。また、これらの取組は、企業の資金調達の観点でも重要性を増している。

【個別課題⑨】グローバルサプライチェーンにおける企業間の情報共有を円滑化するためのデータガバナンスの国際的な枠組への準拠

我が国の「DATA-EX」構想(デジタル庁)や、欧州の「GAIA-X」構想にて、業界横断、分野横断でのデータやプラットフォームの相互運用性や相互接続のための、共通のポリシールールやアーキテクチャが定義されている。

今後、特に新たな輸出入規制等への対応を進めるにあたっては、業界横断、分野横断でのデータ利活用を促進する必要があり、データ交換を前提とした標準化のみならず、データ共有やプラットフォーム間連携時の認証等を含めた、データガバナンスの国際的な枠組みにも準拠することが求められる。

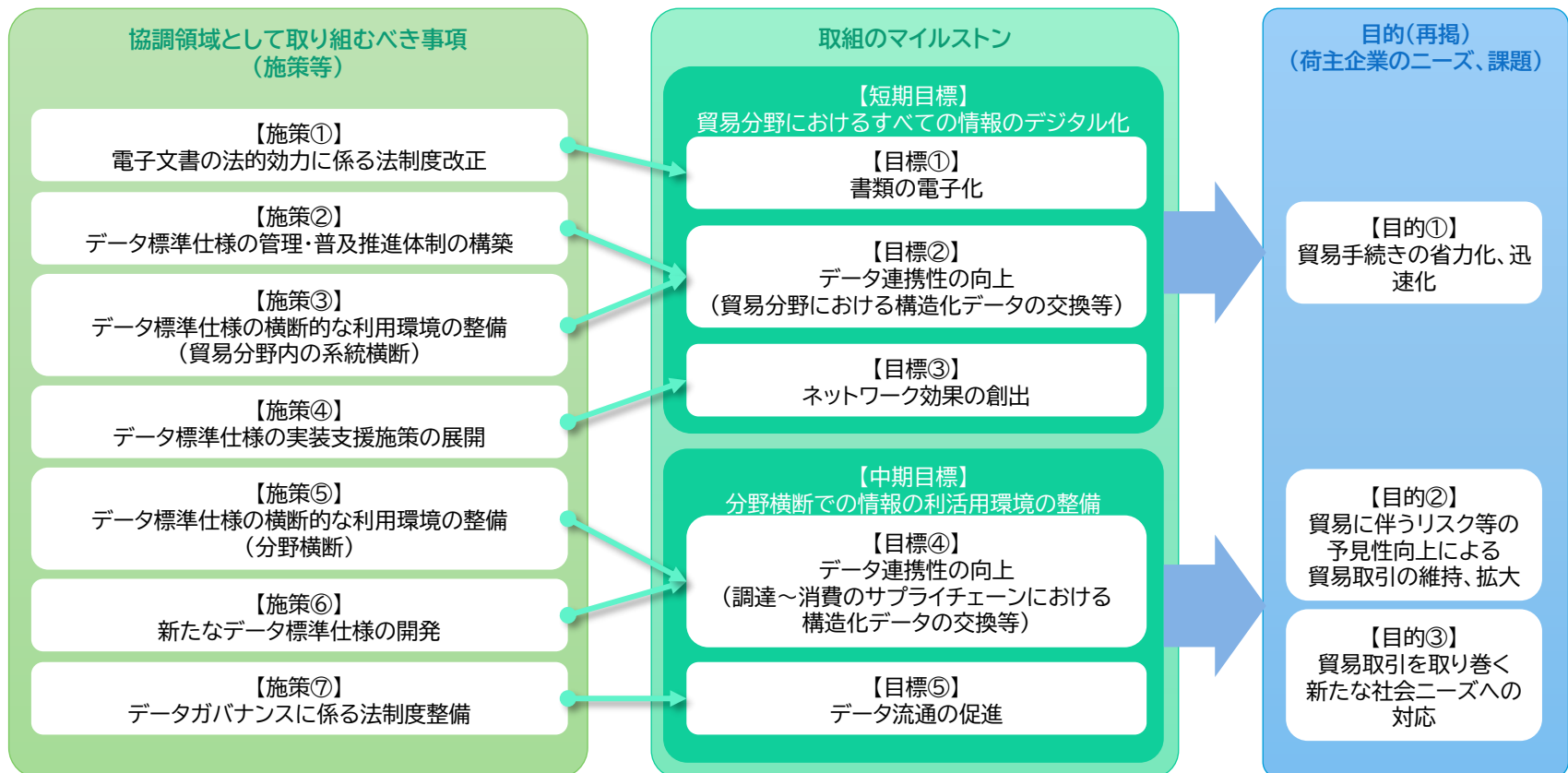
【個別課題⑩】デジタル通貨への対応検討

貿易取引の決済に関しては、現在、金流系の貿易プラットフォームを中心としてLC等の書類の電子化が進められているものの、国際送金処理は従来通りのSWIFTが利用されており、国際送金処理を含めて決済のデジタル化を実現する手段の一つとしてデジタル通貨の活用が期待されている。銀行を仲介しない簡易な決済手段として、金融包摂の観点でもデジタル通貨には優位性があり、今後、貿易の取引先を開発途上国等へ拡大していく上でも重要な役割を担うと考えられる。また、中央銀行が発行するデジタル通貨(CBDC)も、経済安全保障にも係わる通貨主権の問題等の観点から注視する必要があると考えられる。

4. 貿易分野デジタル化の実現に向けた取組と その進め方

貿易デジタル化の実現に向けた取組とマイルストーン

貿易分野デジタル化の実現に向けた個別課題を踏まえ、官民が協力し、業界横断、分野横断での協調領域として取り組むべき事項を施策として提言した。また、これらの取組のマイルストーンとして、「貿易分野におけるすべての情報のデジタル化」を短期目標、「分野横断での情報の利活用環境の整備」を中期目標として掲げて取り組むことを提言した。



貿易デジタル化の実現に向けて取り組むべき事項(施策)

【短期目標】貿易分野におけるすべての情報のデジタル化の実現に向けた施策は以下の通りである。

【施策①】 電子文書の法的効力に係る法制度改正

貿易手続きにおいて原本の取扱を求められる書類(B/L、L/C、C/O等)の電子化にあたっては、これらの電子文書の法的効力を担保するための法制度等の整備を行う必要がある。特に、有価証券であるB/Lの電子化では、貿易国双方でeBL(電子化されたB/L)の取扱に関する国内法を整備の上、当該国間で条約を締結する必要があり、主要な先進諸国では国内法を整備済みの国も多いことから、我が国でも2021年より検討を着手しているところ、その法制度整備が急がれる。また、eLCやeCO(非特恵原産地証明書)についても、ICCが国際的な共通の枠組みを整備し、各国で電子化が進められており、その他の書類についても、今後、電子化に伴い必要となる法制度改正等の対応については、官民で協力して迅速に進めることが望まれる。

【施策②】 データ標準仕様の管理・普及推進体制の構築

貿易分野内(商流系、金流系、物流系)でのデータ標準仕様については、その多くが既に各国際機関等により策定済みあるいは策定作業中であることから、これらの国際標準仕様への準拠を推進する活動を中心に取り組む必要がある。貿易分野が対象とする業務が多岐にわたることから、その国際標準化の取組は、複数の国際機関等がこれを担っており、標準仕様に係る規格等も各機関等により開発、管理されている。このため、貿易関連事業者が、国際標準に準拠したデータ連携を行おうとする際は、これらの分散管理される規格書等を収集しなければならない。このため、これらの規格書等を集約した「国際標準規格一覧」を作成し、国内事業者向けに公開する必要がある。この規格書等の収集作業は、各国際機関と連携して国内の窓口となる各組織が主体的に行うことが合理的と考えられるが、その集約作業は、これらの国内組織の取りまとめの役割を担う組織を設置することが望まれる。なお、対象とする分野は、貿易分野に加え、貿易分野以外を含むサプライチェーン上の関連分野にも順次拡張していくことが望まれる。

【施策③】 データ標準仕様の横断的な利用環境の整備(貿易分野内の系統横断)

貿易分野内の系統横断、あるいは、貿易分野以外を含む分野横断、業界横断でのデータ連携用インタフェースを実装する上で、連携先のデータモデルに関する情報を取得することが必須である。そのための連携ツールとして、「包括的データ戦略のアーキテクチャ」(デジタル庁)の第3層(共通語彙基盤、API整備・公開、データカタログ、メタデータ等)に該当する「レジストリ」を整備する必要がある。このレジストリは、「データモデルレジストリ」と「データ利用レジストリ」で構成し、「データモデルレジストリ」には貿易分野をはじめとしてサプライチェーン上の関連する分野、業界のデータモデルも含めて包括的に収録し、異なる分野間で同義のデータ項目を対応付けた「データマッピングのカタログ」も併せて収録する。また、「データ利用レジストリ」には、データモデルをソフトウェアが認識できる表現(一般的には特定のプログラム言語を使用)で記述した「APIのカタログ」を収録する。なお、このレジストリの運用は、非競争領域であり採算性の観点でビジネスモデルが成り立ちにくいことや、複数の業界による継続的な協力が必要なことから、立ち上げ時は国が主導し、その後も一定期間は国の支援を得つつ官民で協力して取り組むことが望まれる。

【施策④】 データ標準仕様の実装支援施策の展開

海外の多くの貿易プラットフォームで国際標準仕様準拠のAPI連携等により相互連携性の向上が図られている一方で、我が国の貿易プラットフォームでは連携性の面で後れを取っており、国際競争力強化の観点からも、その対策が急がれる。このため、以下の5つの連携対象について、データ標準仕様に準拠した外部連携インタフェースの実装費用補助等の支援を行うことが望まれる。

- ①貿易関連事業者(荷主、物流業者等)の社内システムにおける外部連携
- ②国内の民間貿易プラットフォームと海外の貿易プラットフォームの間における相互連携
- ③NACCSやサイバーポートへの、民間貿易プラットフォーム接続による相互連携
- ④サプライチェーンに係る貿易分野以外の各種プラットフォームサービスと民間貿易プラットフォームの間における相互連携
- ⑤中小企業向けの基幹系サービスと民間貿易プラットフォームの間における相互連携

貿易デジタル化の実現に向けて取り組むべき事項(施策)

【中期目標】分野横断での情報の利活用環境の整備 の実現に向けた施策は以下の通りである。

【施策⑤】 データ標準仕様の横断的 な利用環境の整備(分野 横断)

貿易取引を取り巻く新たな社会ニーズへの対応のためには、貿易分野内のみならず、貿易分野以外を含むサプライチェーン全体を対象として、分野横断、業界横断でのデータ連携用インターフェースを実装していく必要がある。このため、「データモデルレジストリ」や「データ利用レジストリ」には、貿易分野に加え、サプライチェーン上の関連する分野、業界のデータモデルも含めて包括的に収録していく必要がある。異なる分野等の中で同義のデータ項目を対応付けた「データマッピングのカタログ」の活用により、分野横断、業界横断でのデータの相互利用を推進することが望まれる。

【施策⑥】 新たなデータ標準仕様の 開発

業務横断での情報の対応付けにおいては、製品単位、取引単位、貨物単位、決済単位等の異なるロット単位間での紐づけが必要になるが、その紐づけ方法は国際機関でも未検討であることから、その確立に向けた調査・研究に取り組むとともに、標準化に向けたUN/CEFACT等への提案活動等を行う必要がある。

標準仕様の開発にあたっては、従来のUN/CEFACT等の会議体において、IT分野と標準分野の専門家が中心となりがちである現状に鑑み、より実用的な標準仕様の開発に向けて、貿易実務者に積極的な参加を促すことが重要である。

また、その他の今後に新たに開発される標準仕様についても、我が国の民間事業者等からも積極的に提案を行うべく、国際標準化機関等への提案段階から、官民が連携して取り組むことが望まれる。

なお、新たな標準仕様を国際提案していくにあたり、具体的なユースケースや、実装の実績等を示すことが有効である。そのために、国内あるいは、我が国の貿易プラットフォームとの連携実績のある東アジアやASEAN各国のフィールドを活用したPoC等も含めて、官民が連携して取り組むことが望ましい。

【施策⑦】 データガバナンスに係る 法制度整備

データの流通や二次利用等を促進する上で、データ利用の範囲や権限を制御するためのルール等を定めた「データガバナンス」の整備は不可欠である。

我が国では、「包括的データ戦略」にて「DATA-EX」の一部として「流通基盤」や「トラスト基盤」等が整備される計画である他、民間データ流通を推進するためのデータ取扱いルール の在り方について、関係省庁が連携して2021年度内に検討する予定であることから、貿易分野においてもこれらに従う必要がある。

一方で、主に欧米等で進行している新たな輸出入規制等への対応も喫緊の課題であり、これに伴い、欧州のデータ流通基盤である「GAIA-X」等の海外の主要な連携基盤との連携は早期に実現する必要がある。これらの海外の主要な連携基盤との接続実証等の取組により、連携実装に必要な技術仕様等の確認や、DATA-EXへの仕様の反映要請等の活動にも取り組むことが望まれる。

取組のマイルストーン

施策①～⑥の推進にあたり、2～3年の短期的な目標として、「貿易分野におけるすべての情報のデジタル化」を、4～6年の中期的な目標として、「分野横断での情報の利活用環境の整備」を掲げた。これら各目標の達成により、以下に例示する効果が期待される。

